

宮崎市田野総合福祉館の指定管理者候補者の選定について

宮崎市田野総合福祉館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 22 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 団体等の名称 | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会長 厚地 安 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東 3 丁目 2 5 番地 2 |
| (4) 設立年月日 | 昭和 41 年 11 月 10 日 |
| (5) 設立目的 | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | <ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 障害者自立支援法に基づく居宅介護事業の経営8 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業の経営9 障害者自立支援法に基づく相談支援事業の経営10 障害者自立支援法に基づく生活介護事業の経営11 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る外出介護事業の経営12 児童クラブの受託運営13 障害者生活支援事業の受託運営14 福祉サービス利用援助事業の受託運営15 生活福祉資金貸付事業の受託運営16 その他この法人の目的達成のため必要な事業 公益を目的とする次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none">1 宮崎市心身障害者福祉会館の設置経営2 宮崎市佐土原社会福祉センターの設置経営 |

- 3 宮崎市佐土原ふれあいセンターの設置経営
 - 4 総合福祉保健センター等の管理業務
 - 5 介護保険法に基づく訪問介護事業
 - 6 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
 - 7 介護保険法に基づく通所介護事業
 - 8 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - 9 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
 - 10 介護保険法に基づく介護予防支援事業
 - 11 介護保険法に基づく介護認定調査事業
 - 12 訪問給食事業
 - 13 ボランティアセンター事業
 - 14 老人福祉館の管理業務
 - 15 障害者福祉バス事業
 - 16 巡回バス事業
 - 17 重度身体障害者移動支援事業
 - 18 住民参加型福祉サービス事業
 - 19 ふれあいサロン事業
 - 20 地域ふれあい会食事業
 - 21 総合福祉相談事業
 - 22 たすけあい資金貸付事業
- 収益を目的とする次の事業を行う。
- 1 保険代理所運営事業
 - 2 会議室等貸出事業

(7) 基本金又は基本財産

5,000 千円

(8) 従業員数

従業員 575 人

2. 指定期間（予定）

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市田野総合福祉館

② 所在地

宮崎市田野町甲 2848 番地 1

③ 施設規模等

敷地面積 4,352.79 平方メートル

延床面積 1,959.69 平方メートル

(2) 業務概要

- ① 市民の福祉活動の推進に関すること。

- ② 市民の健康の維持増進に関すること
- ③ 高齢者の福祉の増進に関すること。
- ④ 障害者（障害のある児童を含む）福祉の増進に関すること。
- ⑤ 母子家庭、父子家庭及び児童の福祉の増進に関すること。
- ⑥ 田野総合福祉館の利用許可に関すること。
- ⑦ 田野総合福祉館の利用に係る料金に関する業務。
- ⑧ 田野総合福祉館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
 (平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

4. 事業計画の概要

(1) 施設利用者の平等な利用の確保

・基本方針

- ①誰もが気軽に利用しやすい安全で安心な施設環境を創造する。
- ②ボランティア活動等地域での「支えあう心」を支援する。
- ③健康と生きがいのある生活環境を構築する。
- ④身近な福祉の情報を発信する。

・業務内容に対する理解及び対応

- ①高齢者や障害者等を対象に各種講座、交流会、世代間交流等を開催し、福祉の増進に努める。
- ②福祉館を拠点とした高齢者サロン、子育てサロン活動や宮崎市社協ボランティアセンターの機能並びに実施事業を有効に活用し、一定の枠にとられない様々な形での地域福祉の推進を図る。
- ③福祉館を地域住民の総合相談窓口として機能させ、法律相談、介護相談等専門的な助言を有する専門相談を設ける等地域住民の健全な生活向上に努める。
- ④地域住民が抱える様々な相談から適正的確なサービス提供、または、地域内における見守り支援につなげるシステムを構築している。
- ⑤新たに関係福祉団体などが共有して利用できる「福祉活動推進室（仮称）」を設けることを検討し、更なる関係団体との連携強化並びに協働による地域福祉活動の推進を図っていく。

(2) 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画

・利用者サービスの向上

- ①感染予防、清潔な館内、快適な温度設定と工夫を行い快適空間を創造する。
- ②1階フロアーにて鯉のぼりや雛人形等季節に応じた手作りの品を展示する等、地域住民参加による「癒しの世界」を創造し、また、児童や障害者、高齢者の作品展示コーナーを設置し生きがいづくりの拠点とする。
- ③利用者の声を活かしていくため、投書箱を設置し改善や工夫に努め、利用者に対し積極的に接し意見集約に努める。
- ④交通手段のない方の利用度を高めるために、地区内に5つの巡回コースを設け、巡回バスを運行する。また、各地区で行われているサロンを福祉館で行うなど、サービスの向上に努める。

・ 利用者増への取組

- ①市社協田野支所が所有するマイクロバスを活用し、公共交通機関の路線のない地域と福祉館とを往復する巡回バスを運行する。巡回バス運行については、住民の意見を聞きながら利用しやすいルートづくりに心がける。また、巡回バスを社協が推進する「ふれあいいいききサロン」事業等と連携させ、福祉館の浴場機能、多目的室機能（トレーニング機器）も利用した日帰りサロンメニュー（健康チェック、創造活動、ゲーム等）を提供することにより利用者増へ取組む。
- ②詩吟やカラオケ愛好者等、多くの高齢者の方々が利用できる備品を整備、貸出を行い、それらの方々が自主的な「生きがいきりサークル」の組織化へと繋がるよう側面的に支援していく。また、認知症サポーター養成講座、介護教室、介護者のつどい等、田野地区地域包括センターが実施する事業と連携を図っていく。
- ③ボランティアセンターとの連携を密にし、親子、子ども、高齢者等が出会いふれあう交流の場として、多目的な利用促進を図り、三世代交流事業の推進に繋がる環境を提供する。
- ④福祉団体が事務的作業を行う部屋が指定されていないことから、現在、田野町老人クラブ連合会が使用している一室を、他の福祉団体と共有して使用することにより、更に社協と福祉団体との連携が図られるとともに、福祉館の利用頻度が高まる効果も望まれることから福祉活動推進室（仮称）を設置する。施設の有効的な活用についても検討していく。

・ 施設の効用を最大限発揮できる提案

①地域福祉事業

福祉協力員の配置、福祉総合相談事業、ふれあいいいききサロン事業の推進、子育てサロン事業の推進、福祉座談会の実施、健康福祉ネットワーク会議の実施、見守りネット台帳の整備、生活福祉資金・たすけあい資金貸付事業、巡回バス・福祉バスの運行、介護予防健康推進道具・車いすの貸出、広報活動

②ボランティアセンター事業

ボランティア人材発掘・育成・相談・斡旋、田野町健康福祉まつりの実施、ボランティアのつどいの実施、福祉教育・福祉学習の支援（講師派遣事業）、田野町ボランティア連絡協議会への協力

③在宅福祉サービス事業

一人暮らし給食サービス事業、利用者支援事業、日常生活自立支援事業

④介護保険事業

居宅介護支援事業、訪問介護事業

⑤その他

宮崎県共同募金会宮崎市支会田野分室事務局、日本赤十字社宮崎県支部宮崎市田野町分区事務局

(3) 施設の管理に係る経費の縮減

- ・ 管理業務の効率化
- ・ 節電、節水、燃料の節減に努める

(4) 事業計画を確実に実施するための管理運営能力

- ・ 過不足ない人員の配置
- ・ 有資格者の配置、内部研修会の実施、外部研修会への参加
- ・ 地域、関係機関、ボランティア団体、福祉団体との連携

- ・相談機能の充実
 - ・地域への周知及びニーズ把握
 - ・広報活動
- (5) 安全管理に対する対応
- ・利用者を含めた防災避難訓練を実施し、防災体制を組織している。また、関係機関、団体の連絡会や研修を行い、有事に際する協力・支援体制を整えている。
 - ・不審人物、設備事故、その他利用者の安全確保への対応を行う。
- (6) 環境保護及び障害者雇用等
- ・環境に配慮した施設管理
省エネ対策実施、ごみの減量、ごみの分別徹底、利用者へゴミ持ち帰りの協力依頼
 - ・障害者の就労支援
重度の身体障害者（肢体不自由）を含め4名を雇用している。障害者の生活支援や就労支援及び雇用を行うために、就労の場として提供、積極的な就労支援に努める。

5. 収支計画の概要

指定管理料提案額（予定）

（単位：千円）

年 度	23年度	24年度	25年度
指定管理料	33,016	33,072	33,003
年 度	26年度	27年度	
指定管理料	33,030	33,078	

6. 選定結果の概要

(1) 応募の概況

① 応募団体（非公募）

応募団体名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

この指定管理選定において、①この施設が市民の交流、福祉の向上及び健康の維持増進を図る拠点として設置され、田野町域における地域交流、地域福祉の拠点施設となっていること、②地域福祉の拠点施設の管理運営に当たっては、施設を総合的に有効利用し、地域の様々な団体と連携することが可能で、かつ幅広い事業を実施できる組織を持った指定管理者が適任であること、③宮崎市社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、地域住民組織や社会福祉事業関係者で構成され、この区域に支所を設置し、地域の福祉活動の組織化、社会福祉、保健・医療・教育関係者、ボランティア組織などの関係機関と連携し、様々な年代を対象とした事業活動を行っているほか、多くの住民組織への協力や援助を行っていること、④地域に根ざした効率的な運営ができる組織及び人材を有し、専門的なノウハウを持ち、関係団体及び機関との連携が可能な団体を指定することが、適切な施設の管理運営に資することなどを勘案し、6月に開催された第1回選定委員会にて、非公募による選定が承認され、非公募にて選定を行った。

② 応募日程

- ・ 第1回選定委員会 平成22年6月25日
- ・ 要項及び申請書類様式の配布 平成22年7月15日

- ・ 応募の受付日 平成 22 年 9 月 30 日
- ・ 書類審査等 平成 22 年 10 月 1 日～ 10 月 8 日
- ・ 第 2 回選定委員会（ヒアリング）平成 22 年 10 月 27 日

(2) 福祉部指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役 職 等
会 長	福祉部長
副会長	福祉総務課長
委 員	宮崎市老人クラブ連合会 役員
〃	宮崎市民生委員児童委員協議会地区役員
〃	宮崎市障害者施策推進協議会委員
〃	障害福祉課長
〃	長寿支援課長
〃	介護保険課長
〃	子ども課長
〃	子育て支援課長
〃	社会福祉課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの申請書類及びヒアリング・質疑応答をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 4 条の規定を準用するほか、宮崎市田野総合福祉館の性質に応じて定めた次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- ⑤施設の安全管理に対する対応が整っていること。
- ⑥環境保護及び障害者雇用等に取り組んだ経営を行っていること。

その結果、施設の設置目的を理解し、上記項目の基準以上の結果と判断した。

また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

※第 2 回選定委員会においては、福祉部長が市社会福祉協議会理事のため、途中退席をし、議事（審査を含む）には参加しなかった。

第 2 回選定委員会においては、子ども課長が公務ため、課長補佐が代理出席した。

イ 審査結果一覧

審査項目	配点	候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
1 市民の平等な利用を確保できる計画となっているか	300点	225点
2 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画となっているか	250点	187点
3 施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか	150点	103点
4 事業計画を着実に実施する管理運営能力を有しているか	450点	332点
5 安全管理に対する対応が整っているか	50点	38点
6 環境保護及び障害者雇用等に取り組んでいるか	100点	72点
選定結果	1,300点	957点（選定）

※配点合計1,300点のうち780点以上を指定管理者候補者として適格と判定